

F P 1 パーソナルファイナンス（平成27年度版）

（本書籍の下記のページに誤りがありました。お詫びして訂正いたします。）

・91 ページ 第1部第5章 第3節 4.保険業法

図表 5-3 保険の募集・勧誘に際する不正行為の禁止（保険業法第300条）

正しくは次のとおり。

※表の条項①～⑦略

条項	禁止行為	内容	処分・罰則
⑧	特定関係者による利益供与	保険契約者又は被保険者に対して、保険会社の特定関係者が特別の利益の供与を約し又は提供していることを知りながら、その保険契約の申込みをさせる行為は禁止される。	行政処分の対象
⑨	保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為	保険契約者等を威圧したり、業務上の地位を不当に利用して保険申込みをさせる等の行為が禁止されている。	